質疑•回答書

告示番号			件	名	市営岡町北住宅3棟エレベーター設備改修工事その2
No		質疑事項			回 答
1)2につきまして、検査官立ち会い 査は、今回不要と考えて宜しいで		場におけ	検査官立ち会いの製造工場における製品検査は不要です。
2	口周りに	02につきまして、施工期間中は旅 東囲いを設置致しますので、搬出 なしとして宜しいでしょうか。			施工期間中は交通誘導員Bを配置するものとします。
3		02につきまして、無償保守期間に 。設ける場合は竣工お引き渡し役			無償保守期間は引き渡し後3ヶ月とします。
4		02につきまして、作業員詰所とし 事は可能でしょうか。	て建物内に	お部屋を	作業員詰所として部屋を貸し出すことはできません。
5	図番EーC でしょうか	02につきまして、施工は平日昼間 。	引作業で考え	えて宜しい	施工は平日昼間作業とします。
6	図番E-C 教示下さい)5につきまして、乗場周りの壁・原 ヽ。	未の材質・ℓ	土上をご	床:モルタル防水 目地切 壁:ALC版 マスチック塗材C型 天井:合板型枠コンクリート打放し マスチック塗材C型
7		05につきまして、弊社では回生電が、回生電流の遮断装置の設置			回生電流の遮断装置は不要です。
8	つきまして	08, E-09につきまして、既設機 、機械室床に一部埋設されてい の架台等は残置と考えて宜しいで	るパワーユ		埋設されているもの、コンクリート基礎は残置としますが それ以外は撤去とします。

9	図番E-08, E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床仕上工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	撤去した部分の床仕上げは本工事に含むものとします。
	図番E-08, E-09につきまして、既設機械室の機器撤去後の床補修工事を本工事とした場合、床の防塵塗装は必要でしょうか。	撤去した部分の防塵塗装は必要です。

豊中市総務部契約検査課 TEL 06-6858-2075・2076 FAX 06-6858-7225 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp